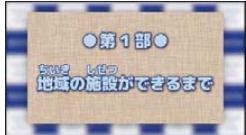


**「議会ってなんだろう？」**  
～わたしたちのくらしと横浜市会～  
  
ナレーション原稿

横浜市会 議会局

シーン	映像	ナレーション
1-1	<p>オープニング</p>   	<p>みなさんがくらしているこの横浜市。</p> <p>18の区には、全国の市で最も多い、およそ370万人の人たちが住んでいます。</p> <p>この横浜市を市民が生き生きとくらせる魅力（みりょく）あふれる都市にしていくため、学校、公園、道路などの整備や、福祉（ふくし）、環境（かんきょう）の問題など、さまざまな話し合いが行われてきました。</p> <p>その話し合いは、いったいどこで行われているのでしょうか。そして、最後はどこで、どのように決められているのでしょうか。</p> <p>ヒントは、この建物です。</p> <p>関内駅前にある横浜市役所のとなりに、横浜市会の建物があります。</p> <p>でも、市会とは一体何でしょうか。 ここでは、いったい何が行われているのでしょうか。</p>
1-2	<p>地域の施設ができるまで</p> 	<p>この教材では、わたしたちの身の回りのことが話し合いで決められていく様子、そして、その中で「横浜市会」とそこにいる「市会議員」がどのような役割（やくわり）を果たしているかについて学んでいきましょう。</p>
1-3	<p>新羽地区ってどんなところ</p> 	<p>横浜市の港北区に「新羽（にっぽう）」という地区があります。</p> <p>横浜駅から横浜市営地下鉄でおよそ15分の新羽駅や北新横浜駅のまわりに広がるまちです。</p>

1-4	<p>新羽地区住民の悩みと地域ケアプラザ</p>  	<p>かつて、この新羽地区にはお年寄りが体を動かしたり、子育て中の人たちが子どもを連れて集まったり、また、おうちで介護（かいご）をしている人たちが相談をするための施設（しせつ）がませんでした。</p> <p>このようなことができる横浜市の施設に、地域（ちいき）ケアプラザというところがあります。</p> <p>市民のだれもが健康で安心して生活を営むことができるように、こまっている人の相談を受けたり、お手伝いをするための施設です。</p> <p>しかし、新羽地区には、それまで地域ケアプラザがなかったため、住民の人たちはこまっていたのです。</p>
1-5	<p>新羽地区住民による、区役所や市役所との話し合い</p> 	<p>そこで新羽地区の人たちは、近くに地域ケアプラザを作ってもらおうと、区役所や市役所と長い間、話し合いを続けました。</p> <p>そして、ついに住民のみなさんの願いは実現することになったのです。</p> <p>市会議員は、このようなときを含め、さまざまな場面で、住民の意見や要望を聞きながら、その願いがかなうよう、いろいろな形でサポートしています。</p>
1-6	<p>みんなの願いを実現するために</p> 	<p>では、みんなの願いを実現するために、いったいどのような人たちが、どのようなやりとりをしているのでしょうか。</p> <p>そして地域ケアプラザがどのように作られていったのでしょうか。</p>
1-7	<p>区役所と市役所の人たちによる検討</p> 	<p>まず、住民のみなさんの願いを受け取った区役所や市役所の人たちは、新羽地区の人たちの話を聞きながら、さまざまな検討を重ねていきました。</p> <p>そして、区役所や市役所の人たち、それから横浜市長も新羽地区に地域ケアプラザを作ろうと考えたのです。</p>

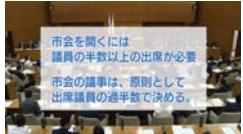
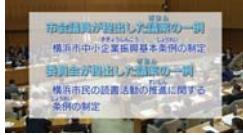
1-8	<p>市会の役割</p> 	<p>しかし、市長がこのように考えても、それだけでは決まりません。次に、市民の代表である市会議員と話し合う必要があります。</p> <p>そう、その話し合いが行われるのが、横浜市会なのです。</p> <p>市会とは、市会議員が話し合い、そして決定をするところなのです。</p>
1-9	<p>市会の話し合い1 (議案説明)</p> 	<p>新羽地区に地域ケアプラザを作ることについても市会で開かれた会議で、提案され、話し合いが行われました。</p> <p>まず最初に、市会議員全員を集める本会議という会議で、副市長から提案されました。</p>
1-10	<p>市会の話し合い2 (委員会と本会議)</p> 	<p>次に、このことについて、くわしく、ていねいに話し合うため、提案された内容を担当する委員会が開かれました。</p> <p>委員会では、「早く作ってほしいという市民の声にこたえるため、ぜひ進めてほしい」という意見が議員から出ました。そして、委員会では、全員が新羽地区に地域ケアプラザを作ることに賛成しました。</p> <p>その結果は、本会議において、委員会報告書という形で、議員 86 名全員に伝えられたうえで、最終的な決定のための多数決が議員全員によって行われました。</p> <p><b>【議長】</b> 「市第5号議案以下11件は、いずれも各委員会報告どおり決定することに御異議（ごいぎ）ございませんか。」</p> <p><b>【市会議員】</b> 「異議なし」</p> <p><b>【議長】</b> 「御異議ないものとみとめます。よって、いずれも原案どおり可決されました。」</p> <p>多数決の結果は、全員賛成でした。このようにして、新羽地区のみなさんが待ち望んだ地域ケアプラザの建設は、市会で正式に決定されたのです。</p>

1-11	<p>新羽地域ケアプラザ</p>  	<p>こちらが、完成した新羽地域ケアプラザです。</p> <p>多目的ホール、調理室、ボランティアルーム、地域ケアルーム等を備えており、地域の方々にさまざまな形で利用されています。</p> <p>たくさんのみなさんの笑顔が見られる場所になりました。</p> <p>このように、市会議員が話し合い、市会が正式に決定することで、横浜市は新しい施設を建てたり、古くなった施設を建てかえたりすることができるようになります。</p>
2-1	<p>行ってみよう横浜市会</p> 	<p>まちのみなさんの願いを話し合い、決定した横浜市会。</p> <p>第2部では、その市会のことを、もう少しくわしく見てていきます。</p>
2-2	<p>建物の入口</p>   	<p>第1部にも出てきた、市会の建物です。どのような建物になっていて、市会議員はどのようなところで話し合いをしているのでしょうか。</p> <p>入口を入ると受付があります。</p> <p>受付では、会議の日程がインフォメーションボードでわかるようになっています。</p> <p>また、この建物に議員のだれがいるのか、登庁盤（とうちょうばん）でわかるようになっています。</p> <p>すべての議員が建物にいますね。</p>

2-3	<p>市会議員と選挙</p> 	<p>市会議員は、18の区ごとに選挙で選ばれています。市会議員の定数は86名なので、市民およそ43,000人に対して議員1人の計算になります。</p> <p>議員は、これだけ多くの人たちを代表して、話し合いに参加しています。</p> <p>みなさんの住む区には、何名の市会議員がいるでしょうか？</p> <p>一番人口が多い港北区で選ばれる議員は8名、最も人口が少ない西区からは2名となっています。</p> <p>市会議員は市民に選ばれた代表なのです。</p>
2-4	<p>市会って何をすると ころ？</p> 	<p>この本会議場では、「本会議」という市会議員全員による話し合いが行われています。市会議員の他に、市長や市役所の人たちも会議に出席しています。</p> <p>ここで、市の独自のルールである「条例（じょうれい）」を新しく作ったり変えたりしています。</p> <p>また、「予算（よさん）」といって、税金などのお金がどのくらい入ってくるのか、そしてさまざまな取り組みにどのくらいのお金が必要かを話し合っています。</p> <p>第1部で見てきましたが、新羽地区に地域ケアプラザを作る時には、どこに地域ケアプラザを置くかなどのルールを定めた「横浜市地域ケアプラザ条例」という条例の一部を改正していました。</p>
2-5	<p>議案と議決権</p> 	<p>「議案」という言葉が書かれていますが、市会では話し合われる1つ1つの案件のことをこうよんでいます。</p> <p>議案は、市会で決定されて、はじめて実行されます。</p> <p>市会がこのように、議案などについて賛成、反対を決定する権限（けんげん）を「議決権（ぎけつけん）」と言います。</p>

2-6	<p>委員会ってなんだろう？</p>     	<p>議案について話し合う会議室は、本会議場以外にもあります。</p> <p>入ってみましょう。</p> <p>本会議場よりは小さい会議室がありますね。</p> <p>ここでは「常任委員会（じょうにんいいんかい）」というグループによる話し合いが行われます。</p> <p>横浜市では、市役所の仕事を分野ごとに8つのグループにわけて、それぞれ常任委員会が設けられています。</p> <p>常任委員会（じょうにんいいんかい）の一例として、政策・総務・財政委員会（せいさく・そうむ・ざいせいいいんかい）があります。</p> <p>この委員会では、横浜市役所の政策局、総務局、財政局等に関する議案（ぎあん）について担当しており、市の将来にかかわる重要な政策などを話し合っています。</p> <p>その他、議会の運営に関することについて協議（きょうぎ）するための市会運営委員会、</p> <p>予算（よさん）、決算（けっさん）などの特定の問題を調査、審査（しんさ）するための特別委員会が設けられています。</p>
2-7	<p>議案の流れ (委員会と本会議の関係)</p>	<p>委員会は、話し合いの結果をまとめた「委員会報告書」というものを作り、議員全員にわかるようにしています。</p> <p>この結論（けつろん）をもとに、本会議では議員全員で多数決を行い、ものごとを決定しています。</p> <p>それではここで議案決定までの流れを見てみましょう。議案はまず本会議場に提出されます。</p> <p>提出された議案に対して質疑が行われます。</p> <p>次に議案について、もっとくわしく話し合うよう、委員会にお願いします。</p>

		<p>委員会はそれを受け、議案についてくわしく、ていねいに、話し合い、委員会として賛成か反対かの結論を出します。</p> <p>そして、委員会での結論が本会議に報告されます。</p> <p>本会議では、その報告を参考にして、議会としての最終的な結論を多数決で決定します。</p>
2-8	多数決の方法	<p><b>【議長】</b>          「本案は、委員会報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。」</p> <p>これは、多数決の様子です。賛成する人は立ち、反対する人はすわっていることで自分の意見を伝えます。</p> <p>立つときを起立採決（きりついけつ）と言います。</p> <p><b>【議長】</b>          「委員会報告どおり決定することに御異議（ごいぎ）ございませんか。」</p> <p><b>【市会議員】</b>          「異議（いぎ）なし」</p> <p>だれも立たずに「異議（いぎ）なし」と言っていますね。</p> <p>立たないときを簡易採決（かんいさいけつ）と言います。反対する議員がいないと予想されるときは、簡易採決を行うことがあります。</p>
2-9	議長について	<p>ところで、この一番高いところにすわっている人はだれでしょう。</p> <p>この人は「議長」といって、市会の話し合いをまとめる役割をもつ人です。</p> <p>議長は、市会議員による選挙によってその都度選ばれており、市会の代表となる人なのです。</p> <p>本会議での発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければいけない、というルールもあります。</p>

2-10	<p>市会の主なルール</p>  	<p>市会には他にもルールがあります。</p> <p>例えば、この2人の職員は本会議場の中にいる議員の数を数えています。なぜ数えているのでしょうか。</p> <p>市会では議員の半数以上が出席していないと、そもそも会議を開くことができません。</p> <p>また、多数決を行うときは、出席している議員の過半数で決めています。このようなルールがあるため、出席議員を数える必要があるのです。</p> <p>学校にもルールがあるように、市会には民主的に会議を行うためのいろいろなルールがあります。</p>
2-11	<p>市会議員の主な仕事</p>   	<p>市会議員の主な仕事についても見てみましょう。</p> <p>新羽地区に地域ケアプラザを作る、という内容の議案（ぎあん）は、市長から市会に提出され、話し合わされました。</p> <p>一方、議案（ぎあん）は市長だけではなく、市会議員や委員会も提出しています。</p> <p>市会議員は、会議で話し合うだけが仕事ではありません。</p> <p>資料を調べたり、住民の声を聞いたり、意見を言うための勉強をしたりしています。</p> <p>市会の建物には、そのために、図書室・閲覧室（えつらんしつ）や議員の控室（ひかえしつ）、応接室などがあります。</p> <p>これらは、実際に市会議員が勉強したり、イベントに参加するなど、活動している様子です。</p> <p>このように、市会は市民の生活をより一層（いっそう）豊かなものにしていく大事な役割をになっています。</p>

2-12	<p>市会の呼称の由来</p>    	<p>横浜市だけではなく、日本のすべての市などにこのような話し合いの場所があります。</p> <p>それでは、となりの川崎市の議会の名前を見てみましょう。</p> <p>おや。川崎市は川崎市議会、という名前ですね。</p> <p>横浜市は市会、川崎市は市議会、いったい、何が違うのでしょうか。</p> <p>明治 21 年にできた「市制」という法律では「市会」という言葉が使われていたため、当時はすべての市が議会のことを「市会」とよんでいました。</p> <p>その後、昭和 22 年にできた「地方自治法（ちほうじちほう）」という法律では「議会」という言葉が使われるようになったため、市の議会のことを「市会」から「市議会」とよぶようになりました。</p> <p>けれども、昭和 18 年に「五大市」として指定された、横浜などの 5 市だけは、今でも「市会」という言葉を使い続けています。</p>
2-13	<p>実際に市会を見てみたくなったら</p>  	<p>横浜市会、いかがでしたか。</p> <p>市会の日程は、ポスターやホームページでお知らせしています。</p> <p>本会議や委員会の様子はインターネット中継（ちゅうけい）で見ることができます。</p> <p>また、市会で行われる話し合いのうち、本会議は傍聴席（ぼうちょうせき）から実際に見ることもできます。</p> <p>横浜市会では、市内の児童や生徒を対象とした本会議傍聴や市会議事堂見学などを実施しており、毎年多くのみなさんにおこしいただいています。</p>

3-1	<p>市会・県議会・国会の役割</p>	<p>議会は、市町村、都道府県、国のそれぞれにあります。</p> <p>第3部では、それらについて見ていきましょう。</p>
3-2	<p>市会の役割 (まとめ)</p>	<p>わたしたちが住む横浜のくらしにかかわることなどを、話し合い、決めているのは横浜市会です。</p> <p>横浜市会では、市民が選挙で選んだ市会議員が、市民の代表として、横浜市内のルールや、いろいろな仕事を行うためのお金や、さまざまな事業などについて、話し合っています。</p> <p>一方、横浜市の代表である市長も、市会議員と同じで、市民が選挙で選んでいます。このように、市会議員と市長が共に選挙で選ばれる仕組みを二元代表制と言います。</p> <p>この二元代表制のもと、横浜市会では、市会と市長が独立・対等の立場で、条例（じょうれい）、予算（よさん）、施策（しそく）など、横浜市に関する大事な事を、さまざまな立場から、ていねいに話し合ったうえで、決めています。</p> <p><b>【議長】</b>  「賛成の方の起立を求めます。」  「起立多数と認めます。よって、原案どおり可決されました。」</p>

3-3	<p>県議会と国会の役割</p>  	<p>神奈川県では、県民が選挙で選んだ県知事と県議会議員が、神奈川県内のルールやお金の使い方などを決めていきます。</p> <p>国会は、国民が選挙で選んだ国会議員が、国の政治の進め方を話し合う場です。</p> <p>一方、内閣を組織する内閣総理大臣も国民が選挙で選んだ国会議員の中から選ばれます。</p> <p>国会は、法律を定め、内閣が提案する国のお金の使い方などの内容をチェックして決めていきます。</p> <p>国会には、二院制と言って、衆議院と参議院があり、それぞれ別の立場から、同じ内容を話し合うことで、国の大切なことを、ていねいに、しっかりと決めるようにしています。</p>
3-4	<p>三権分立について</p>   	<p>国の政治は、一つのところに力が集まることの無いよう、国会が行う立法（りっぽう）、内閣が行う行政（ぎょうせい）、裁判所が行う司法（しほう）という三つの役割を分担（ぶんたん）して仕事を行っています。</p> <p>これを「三権分立」と言います。</p> <p>こうした国の政治の仕組みは、国一番大切なルールである「日本国憲法」に定められています。</p> <p>国会、内閣、裁判所は、それでおたがいにチェックし合っています。</p> <p>この三権分立の中心に、わたしたち国民がいます。</p>
3-5	<p>エンディング (エンドロール)</p> 	<p>これまで見てきたように、市民一人ひとりの意見をまちづくりにいかしていくために、みなさんの代表として市会議員がいるのです。</p> <p>そして、この横浜市を市民が生き生きとくらせる魅力あふれる都市にしていくために横浜市会は大きな役割を果たしています。</p>